

小牧市都市景観基本計画の改定に係る基本方針（案）

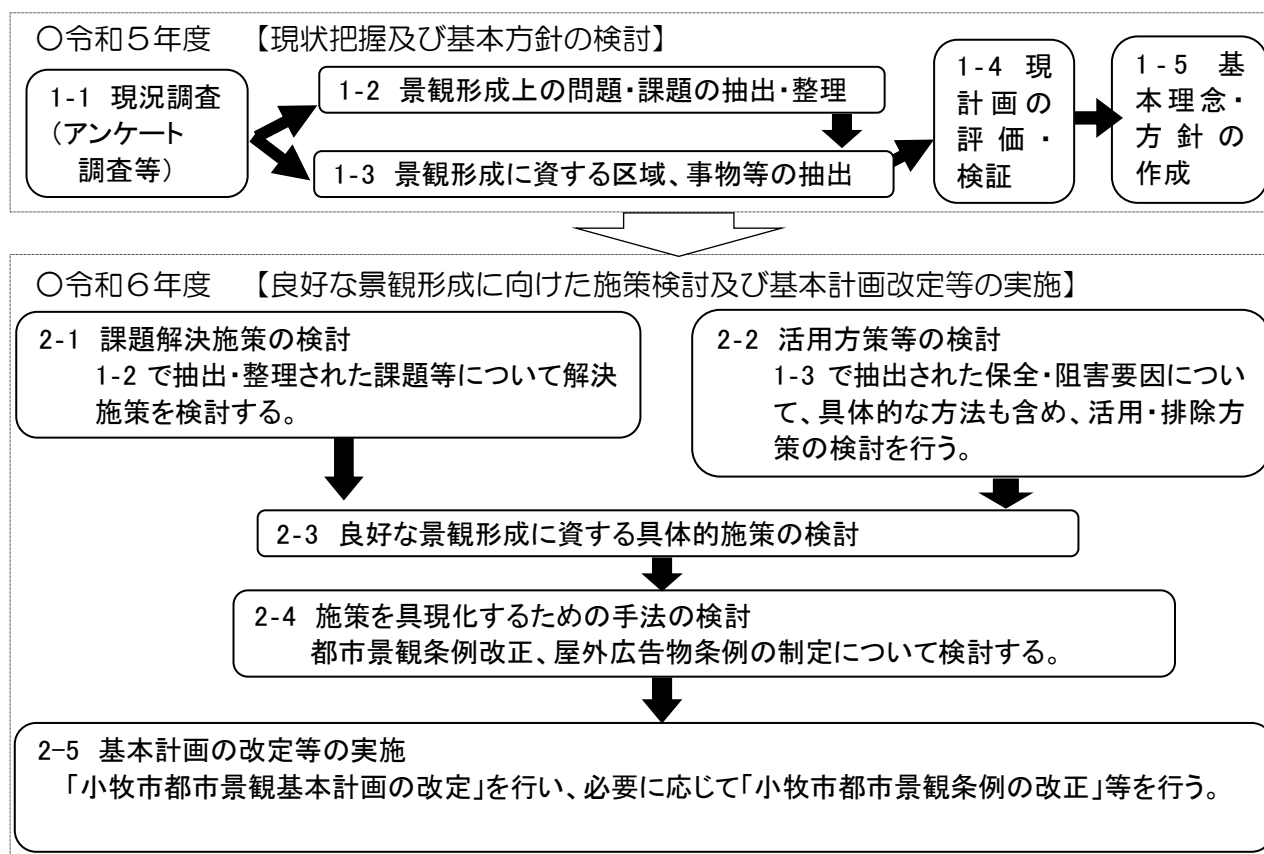
1. 改定の趣旨

本市では、平成13(2001)年4月に「小牧市都市景観条例」を施行するとともに、本市の都市景観形成に関する基本的な目標と方向性を明らかにし、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための指針となる「小牧市都市景観基本計画」を策定し、都市景観行政に取り組んできました。

その後、平成16(2004)年に新たに「景観法」が制定され、景観の意義やその整備・保全の必要性が明確に位置付けられたとともに、地方公共団体に対し良好な景観形成に関して施策の策定及び実施する責務が付与されました。また、政令市及び中核市を除く市町村は都道府県と協議することにより「景観行政団体」に移行でき、法に基づく「景観計画」を策定することで地域の景観形成の方向に沿った規制誘導をすることが可能になりました。

上述に加え、本市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」（令和2(2020)年度策定）や都市づくりの具体性のある将来ビジョンである「小牧市マスタープラン」（令和2(2020)年度改定）、コンパクトシティの実現に向けた「小牧市立地適正化計画」（令和3(2021)年度一部改定）など関連計画の策定等が行われており、これらの景観行政を取り巻く状況の変化や昨今の新型コロナウイルス感染拡大を契機とした市民ニーズの変化等に対応するため、また、景観行政団体への移行を見据えた小牧市都市景観基本計画の改定を行うものです。

2. 策定に係る検討・分析内容とポイント



【ポイント①】本市における景観資源の把握







既存資料調査、現地踏査に基づき、現行計画の景観資源の更新を行う。更新に当たっては、以下に示す景観構造を形づくる要素毎に取りまとめることを基本とする。

- 要素1 象徴点（都市を象徴する景観＝「ランドマーク」）
→【阻害要因】広告物、ゴミ など
- 要素2 結節点・集中点（人が集まる場所の景観＝「ノード」）
→【阻害要因】電柱、広告物、ゴミ、放置自転車 など
- 要素3 縁・境界（地域を区分する景観＝「エッジ」）
→【阻害要因】宅地開発、ゴミ、自然災害 など
- 要素4 道・線・軸（人が通る場所の景観＝「パス」）
→【阻害要因】ゴミ、自然災害 など
- 要素5 地域（まとまりのある地域ごとの景観＝「ディストリクト」）
→【阻害要因】電柱、広告物、ゴミ、放置自転車 など

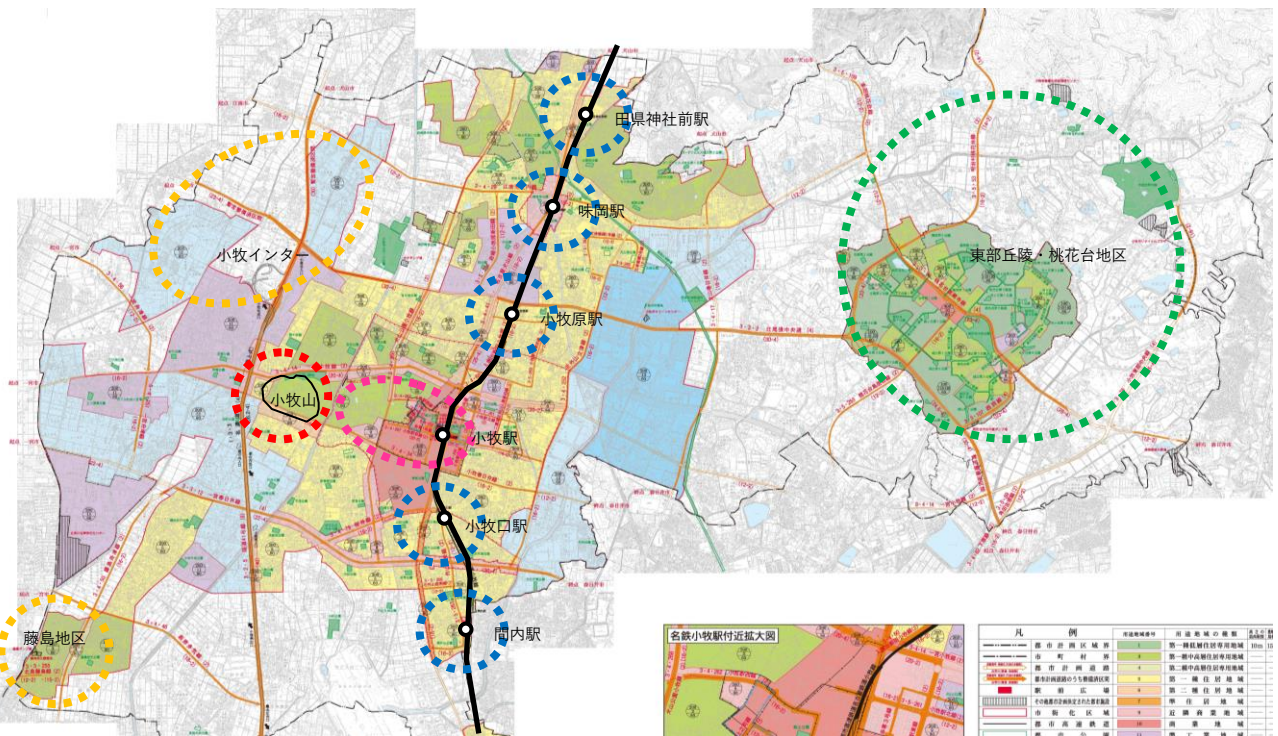
【ポイント②】景観資源を基にした景観形成の基本理念・方針の検討

本市の景観構造を構成する主な要素について、景観形成の基本方針の検討を行う。

【主要要素（案）】

- ・小牧山周辺の景観に関する基本方針（)
- ・中心市街地の景観に関する基本方針（)
- ・東部丘陵・桃花台地区の景観に関する基本方針（)
- ・住宅地・工業地・田園地等の身近な景観に関する基本方針（)
- ・都市の軸の景観に関する基本方針（道路軸、)、鉄道軸、)、河川軸）

（参考）基本方針の検討において重要なエリア



3. 改定体制

(1) 市長

小牧市都市景観基本計画の改定に係る基本方針に基づき、計画を改定します。

(2) 小牧市都市景観審議会、小牧市都市計画審議会

市長から提示される計画（案）に対して協議し、意見します。

(3) 市民等の意見の反映

①市民アンケート調査

本市の景観に対する市民の意見等を調査・分析し、計画に反映します。

②パブリックコメント

計画（案）について意見聴取を行います。

(4) 市議会

改定の各段階において議会に進捗状況を報告し、議会の意見を踏まえた上で、計画を改定します。

4. 改定スケジュール

